

# 精神障害者保健福祉手帳の ご 案 内

## 1. 制度概要

精神障がいのために、長期にわたって生活への制約がある方が対象になります。この手帳を持つことにより、各種の福祉サービスを利用することができます。知的障がいは含まれません。障がいの程度により、1級から3級に分かれています。

1級	単独での日常生活が困難な方	(障害年金1級程度)
2級	日常生活に著しい制限を受ける方	(障害年金2級程度)
3級	日常生活・社会生活に制限を受ける方	(障害年金3級より広い範囲)

## 2. 申請手続き

申請窓口は、市役所障がい者福祉課又は支所市民生活課です。印鑑を持参してください。

	障害年金を受けていない方	障害年金を受けている方
提出書類	精神障害者保健福祉手帳申請書	精神障害者保健福祉手帳申請書
	医師の診断書(手帳申請用) *初診時から6か月以上経過した時点の診断書	精神障害による障害年金証書、年金裁定通知書又は振込(支払)決定通知書の写し
		同意書(年金等照会用)
	写真(上半身、脱帽、縦4cm×横3cm)	写真(上半身、脱帽、縦4cm×横3cm)

## 3. 手帳の更新

手帳の有効期間は **2年** です。2年ごとに障がいの状態を再認定します。

有効期限の3か月前から更新手続きができますので、申請時と同じ手続きをしてください。

## 4. 手帳の等級変更、再交付、住所変更等

次のような場合は、手続きが必要ですので市役所障がい者福祉課又は支所へ届け出てください。

- 障がいの状態が重くなった、又は軽くなったとき ⇒ 手帳用診断書又は精神障がいによる障害年金証書等の写しと同意書、写真(縦4cm×横3cm)及び印鑑が必要です。
- 手帳を紛失、破損したとき ⇒ 写真(縦4cm×横3cm)が必要です。
- 都道府県を超える住所変更をしたとき
  - 転入 : 現在お持ちの手帳、写真(縦4cm×横3cm)及び印鑑が必要です。
  - 転出 : 転出先の市区町村役場で手続きをしてください。
- 住所や氏名が変わったとき ⇒ 手帳が必要です。

## 5. 手帳によって受けられる内容

※手帳に顔写真が貼付されていない場合や、手帳の有効期限が切れている場合は割引の適用を受けられない場合があります。

### ◆税金の控除及び減免

事 項	内 容	申込先	
住 民 税	本人又は配偶者、扶養親族が障がい者の場合、所得控除があります。	市 役 所 市 民 税 課	
	➤ 障害者控除(2級、3級)		26万円
	➤ 特別障害者控除(1級)		30万円
	➤ 同居特別障害者控除(1級)		53万円

事 項	内 容	申 込 先
所 得 税	<p>本人又は配偶者、扶養親族が障がい者の場合、所得控除があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害者控除（<b>2級、3級</b>） 27万円</li> <li>➤ 特別障害者控除（<b>1級</b>） 40万円</li> <li>➤ 同居特別障害者控除（<b>1級</b>） 75万円</li> </ul>	税 務 署
相 続 税 の 障 害 者 控 除	<p>相続人が85歳未満で障がい者のときは、障害者控除が受けられ、相続税の額から一定の金額が控除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障害者控除（<b>2級、3級</b>）10万円×（85歳－<small>相続したときの年齢</small>）</li> <li>➤ 特別障害者控除（<b>1級</b>） 20万円×（85歳－<small>相続したときの年齢</small>）</li> </ul>	税 務 署
贈 与 税	信託受益権の価額のうち3,000万円（1級6,000万円）まで非課税	税 務 署
マ ル 優 特 別 マ ル 優 制 度 等	<p>本人の預貯金等に対し、その利子が非課税になる制度があります。</p> <p>（<b>1級～3級</b>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 対象となる4種類の貯蓄（預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、一定の有価証券）の元本の合計額が350万円までの利子</li> <li>➤ 国債及び地方債の額面の合計金額が350万円までの利子</li> </ul>	ゆうちよ銀行 金融機関等
自 動 車 税 （軽自動車税） 又 自 動 車 取 得 税 の 減 免	<p>精神障害者保健福祉手帳（<b>1級</b>）の交付を受けている方の交通手段として使用される自動車（軽自動車）に係る自動車税（軽自動車税）又は自動車取得税が減免されます。</p> <p>減免できる自動車は、お持ちの自動車（軽自動車）のうち1台です。</p> <p>自動車の所有者は原則として本人ですが、本人の所有する自動車（軽自動車）がない場合に限り、生計を一にする方が所有する自動車も対象となります。</p> <p>＊ 軽自動車税の減免申請受付期間は、4月1日から納期限までと定められています。</p>	東 部 県 民 セ ン タ ー  軽 自 動 車 は、 市 役 所 課 市 民 税 課
交通機関の運賃 割引 (1～3級)	<p>窓口で乗車券を購入時、あるいは降車時に運転手さんに手帳を提示してください。</p> <p style="text-align: right;">⇒詳しくは各交通機関まで</p> <p>〔松江市営バス、一畑バス（高速バスを除く）〕※「障がい者等優待ICOCA」を発行します 障がい者等優待ICOCAによる市内区間の乗車では、<b>本人運賃無料</b>。 （必ず手帳または優待乗車証を所持） レイクライン及び松江市コミュニティバスは、<b>本人運賃料金の半額</b>。 松江市コミュニティバスは、定期券購入代金の助成制度があります。（※別途申請が必要）</p> <p>〔一畑電鉄、隠岐汽船 など〕 <b>本人運賃料金の半額</b>。ただし割引の限度額があります。</p> <p style="text-align: right;">⇒詳しくは、各交通機関まで</p> <p>〔J R〕R7.4.1より運用開始</p> <p>◎<b>第一種（1級）</b></p> <p>①介護者とともに乗車・・・普通乗車券・定期乗車券・回数乗車券・普通急行券が<b>本人・介護者1名ともに半額</b></p> <p>②本人のみで乗車・・・100kmを超える場合、普通乗車券が<b>半額</b>（中学生以上が対象）</p> <p>◎<b>第二種（2級・3級）</b></p> <p>①本人のみで乗車・・・100kmを超える場合、普通乗車券が<b>半額</b>（中学生以上が対象）</p> <p>②12歳未満の方が介護者1名とともに定期乗車券を利用する場合、本人の割引に加え介護者1名の定期乗車券が半額になります。</p> <p>※減額種別の記載がない手帳をお持ちの方は、障がい者福祉課または各支所市民生活課の窓口でお申し出いただければ、手帳に減額種別を追記します。</p>	

<p>〔航空機〕 本人及び介護者1名に対して、国内線の片道運賃が割引（12歳以上が対象） 割引率は各航空会社、各路線で設定（一部を除く）。</p>
<p>〔タクシー〕 本人が乗車する区間が10%割引（割引対象外とされている場合があります。） 各事業者にご確認願います。</p>

#### ◆福祉タクシー利用券（1級）

通院・リハビリ及び松江市役所（支所）への手続きにタクシーを利用する**在宅**の方に、福祉タクシー利用券1回500円×月6枚を交付します。

※障がい者等優待ICOCAの交付を受けておらず、自動車税減免を受けていない人は、交付枚数のうち最大12枚を利用用途の制限がないタクシー利用券として交付することができます。

#### ◆NHK受信料の減免

➤ 全額免除 … 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

➤ 半額免除 … 障がい等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

#### ◆自動車運転免許取得費の助成（1級～3級）

手帳交付後に新たに普通自動車免許を取得した方に、教習所に支払った経費の一部を助成します。

（補助率3分の2、助成限度額10万円）

運転免許センターで運転適性相談が必要とされた方は、終了書をご提出ください。

#### ◆携帯電話の割引（1級～3級）

障がい者本人が契約している携帯電話の基本使用料、通話料などの割引があります。

詳細は店頭等でお尋ねください。

#### ◆NTT 電話番号案内料金の免除（1級～3級）

NTT「ふれあい案内」 番号：0120-104174 へお問い合わせください。

#### ◆生活保護の障害者加算（1級、2級）

福祉事務所（市役所生活福祉課）へお問い合わせください。

#### ◆観光施設等の入場料減免（1級～3級）

松江城、小泉八雲記念館、松江歴史館、堀川遊覧船、島根県立美術館、松江東宝、その他

## 6. 障がい福祉サービス・地域生活支援事業

自宅や施設で介護の支援を受けたい場合や、就労・生活の訓練を行いたいなど、障がい福祉サービスの詳細については、市役所障がい者福祉課（Tel 55-5054）又は各支所市民生活課へお問い合わせください。

## 7. 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患により継続的に病院や診療所に通院して精神医療（通院医療）を受ける場合に、医療費の一部が給付される公費負担制度です。

受診された医療費に応じ原則1割負担になりますが、世帯の所得の状況と疾病等に応じて1か月の負担上限額が設定されます。1年ごとの更新が必要です。

申請先は、市役所障がい者福祉課又は各支所市民生活課の窓口です。

#### ◆精神通院医療費の助成

自立支援医療（精神通院医療）の自己負担上限月額範囲内において、自己負担額の一部を助成します。

（対象者）自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けた方のうち、松江市に住所を有する方

（助成の額）①病院、診療所又は訪問看護事業所の自己負担月額のうち千円を超える額を助成

②薬局の自己負担額の全額を助成

## 8. 各種手当

### ◆特別障がい者手当（20歳以上）・障がい児福祉手当（20歳未満）

在宅の障がい者(児)で、著しい重度の障がいのため日常生活で常時特別の介護を必要とされる方が対象です。申請には別途診断書の提出が必要です。本人、配偶者及び扶養義務者の所得制限があります。

### ◆特別児童扶養手当

20歳未満の在宅障がい児の父母または養育者を対象として支給されます。申請には別途、障がい児の診断書（※所定の様式）が必要です。支給対象者本人、配偶者及び扶養義務者の所得制限があります。

※手帳と異なる判定方法のため、必ずしも支給対象となるとは限りません。

## 9. 福祉医療

健康保険が適用される医療を受けたときの自己負担分を一部助成します。

（対象者）・精神障害者保健福祉手帳1級の方

- ・精神障害者保健福祉手帳2級で、身体障害者手帳3級または4級の方
- ・精神障害者保健福祉手帳2級で、知的障がいのある方

※知的障がいは判定機関により判定します（概ねIQ50以下）

申請先は、市役所障がい者福祉課（TEL:55-5945）・各支所市民生活課の窓口です。

## 10. 障がい年金

受給できる場合があります。詳しくは松江年金事務所（TEL:23-9540）にお問い合わせください。

## ◎障がいに関する相談窓口

	内容	場所
松江市障がい者 基幹相談支援 センター 「絆」	<p>松江市障がい者基幹相談支援センター「絆」とは、障がい者総合支援法で規定する障がいのある方の総合相談、地域で安心して生活を送れるよう体制づくりを行って行くための中核となる機関であり、次の役割について関係機関と連携して取り組みます。</p> <p>①障がいのある方やご家族が安心して相談していただける総合窓口であり、専門資格のあるスタッフが対応します。</p> <p>②相談支援事業所からの相談にも対応し、必要な指導、助言を行い、地域の相談支援体制の一層の強化を行います。</p> <p>③施設や病院に入所、入院する方が、地域に戻って生活できる体制づくりを進めます。</p> <p>④障がいのある方の権利を守り、虐待を防止します。</p> <p>障がいのこと、生活のこと等で分からないこと、困ったことがあればご相談下さい。</p>	<p>〒690-0884 松江市南田町 55 番地 3 TEL : 0852-60-0400 FAX : 0852-21-4001 E-mail : kizuna@matsue-kikan.org 開所日 : 月曜日～金曜日 時間 : 9:00 ~17:00 ※土・日、祝日、年末年始は休所</p>
	内容	場所
松江市 精神障がい者 家族会協議会	<p>身内に精神疾患をお持ちの方がおられるご家族で構成されている会で、家族同士で悩みを語り合ったり、互いに支え合うために様々な活動をしています。</p> <p>※詳しくお知りになりたい方は、事務局までご連絡ください。</p>	<p>【事務局】 〒690-0888 松江市北堀町 48 アクティヴきたほり内 TEL : 0852-26-2222 FAX : 0852-26-2141</p>

## ◎就労に関する相談窓口

	主な相談内容	場所
松江障害者就業・ 生活支援センター ぷらす	<p>障がい者の求職活動・職場定着等の就職相談、事業所支援</p> <p>就労希望者・就労者の生活相談</p>	<p>〒690-0063 松江市寺町 8 9 TEL : 60-1870 FAX : 60-1860</p>

## 【お問い合わせ先】

	電話番号	
松江市役所 健康福祉部 障がい者福祉課	(0852) 55-5945	〒690-8540 松江市末次町 86 E-mail s-fukushi@city.matsue.lg.jp
鹿島支所 市民生活課	55-5704	〒690-0396 松江市鹿島町佐陀本郷 640-1
島根支所 市民生活課	55-5724	〒690-0401 松江市島根町加賀 1414
美保関支所 市民生活課	55-5746	〒690-1313 松江市美保関町下宇部尾 61-2
八雲支所 市民生活課	55-5764	〒690-2103 松江市八雲町西岩坂 355-1
玉湯支所 市民生活課	55-5784	〒699-0292 松江市玉湯町湯町 1793
宍道支所 市民生活課	55-5804	〒699-0401 松江市宍道町宍道 885-3
八束支所 市民生活課	55-5826	〒690-1493 松江市八束町波入 2060
東出雲支所 市民生活課	55-5844	〒699-0192 松江市東出雲町揖屋 1216-1